



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社ピーエス三菱
代表者名 代表取締役社長 藤井 敏道
(コード番号 1871 東証第 1 部)
問合せ先 管理本部副本部長
兼総務人事部長 平井 尚
(TEL. 03 - 6385 - 8002)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更理由

「会社法の一部を改定する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第31条第2項(取締役の責任免除)および第42条第2項(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、現行定款第31条第2項の変更に関しましては、予め監査役全員の同意を得ております。

2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の責任免除)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 変更の効力発生日

定款変更の効力発生日は平成 27 年 6 月 24 日といたします。

以上